

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手 定款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は、特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手と称する。

〔事務所〕

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県多治見市に置く。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 この法人は、高齢になっても障害をもっても住み慣れた地域・住居で暮らしたいと願う、多治見市を中心とする周辺地域の人々に対して、また、病弱あるいは子育て等で支援が必要な人々に対して、在宅支援に関する事業を行い、人が人間らしく安心して自立生活するということに寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

〔事業〕

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①ホームヘルプサービス事業

②看護師等の派遣事業

③口腔衛生指導に関する事業

④保健指導に関する事業

⑤介護者のリフレッシュサービス事業

⑥地域住民の交流を図るための事業

⑦介護保険制度に関する事業

⑧研修、啓発、広報事業

⑨身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健福祉法に関する事業

⑩障害福祉サービス事業

⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

〔種別〕

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員 第3条の目的に賛同し、この法人の運営および第5条の活動をする個人

(2)活動登録会員 第3条の目的に賛同し、第5条の活動をするために登録した個人

(3)利用会員 第3条の目的に賛同し、第5条の活動で提供されるサービスを利用する個人

(4)賛助会員 第3条の目的に賛同し、第5条の事業を賛助する個人および団体

〔入会〕

第7条 この法人の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を承諾する。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔会費〕

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出があったとき。

(2)本人が死亡、失踪宣告を受けた、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)1年以上会費の納入を怠ったとき。

(4)除名されたとき。

〔退会〕

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)法令、この定款または別に定める規則等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

〔搬出金品の不返還〕

第12条 既納の会費およびその他の搬出金品は返還しない。

第4章 役員

〔種別〕

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

〔選任等〕

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

〔職務〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事長を補佐すること。

(2)理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代行すること。

(3)理事会を構成し、この定款の定めおよび総会、理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

〔任期等〕

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

〔解任〕

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

〔報酬〕

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第5章 総会

〔種別〕

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

〔構成〕

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権能〕

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業報告および収支決算
- (5)監事の選任および解任、職務、報酬
- (6)その他運営に関する重要事項

〔開催〕

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3)第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招集〕

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を提示して、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席により開会する。

〔議決〕

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要する議事については、出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、この限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条および第26条第2項、第48条、第49条第2項、第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

〔議事録〕

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)正会員の総数および出席者数

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名・押印しなければならない。

第6章 理事会

〔構成〕

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、以下の事項について議決する。

(1)理事の選任および解任、職務、報酬

(2)事業計画および収支予算ならびにその変更

(3)会費の額

(4)総会に付すべき事項

(5)その他運営に関して必要な事項

〔開催〕

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3)第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を提示して、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし緊急を要する議事においてはこの限りではない。

〔議長〕

第33条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

〔定足数〕

第34条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席により開会する。

〔議決〕

第35条 理事会における決議事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要する議事については、出席した理事の3分の2以上の同意があれば、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条および第35条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

〔議事録〕

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時および場所
 - (2)理事の総数および出席者数
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要および議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名以上が、署名・押印しなければならない。

第7章 資産および会計

〔資産の構成〕

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)資産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

〔資産の区分〕

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

〔資産の管理〕

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

〔会計の原則〕

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

〔事業計画および予算〕

第43条 この法人の事業計画およびそれに伴う収支決算は、理事会において作成し、総会に報告をしなければならない。

〔暫定予算〕

第44条 前条の規定にかかわらず予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔予備費〕

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

〔事業報告および決算〕

第46条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会において作成し、監事の監査を受け、総会で議決をしなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

〔定款の変更〕

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

〔解散〕

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠乏

(4)合併

(5)破産

(6)法第43条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 前項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

〔公告の方法〕

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

〔細則〕

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 野田幸子

理事 川畑妙子

同 杉浦かおり

同 奥村佐恵

同 池崎明美

同 小池淳子

同 渡邊麻奈美

同 安部優子

監事 武田美津子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、次の金額とする。

(1)年会費 2000円

附則

1 この定款は平成18年3月28日から施行する。

2 この定款は平成18年9月15日から施行する。